

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第七十一号

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第一条 佐賀県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「又は第三号」を「から第七号まで」に改める。

(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第二条 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十五年佐賀県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「及び第三号」を「から第七号まで」に改める。

(佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第三条 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「及び第三号」を「から第七号まで」に改める。

様式第一号の二中「及び(3)」を「から(7)号で」に改める。

(佐賀県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第四条 佐賀県立都市公園条例施行規則(昭和二十六年佐賀県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の裏面、様式第四号の裏面、様式第五号の裏面、様式第六号の裏面及び様式第七号の裏面中「次に」を「次の2から7号で」「併与する

など、四葉の餅しへは」を「洋山する餅四葉の又は」に改める。

(佐賀県海岸法施行細則の一部改正)

第五条 佐賀県海岸法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号の裏面及び様式第七号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

(佐賀県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第六条 佐賀県漁港管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

(佐賀県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第七条 佐賀県漁港漁場整備法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第五号の裏面、様式第七号の裏面及び様式第八号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則(昭和四十九年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同条第二項中「各号」を「第二号から第七号まで」に改める。

(国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部改正)

第九条 国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則(平

成十三年佐賀県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの裏面、様式第五号の裏面及び様式第七号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

(佐賀県砂防法施行条例施行規則の一部改正)

第十条 佐賀県砂防法施行条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の裏面、様式第三号の裏面及び様式第九号の裏面中「及び3」を「から7#で」に改める。

(佐賀県佐賀空港条例施行規則の一部改正)

第十一条 佐賀県佐賀空港条例施行規則(平成十年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第九号中

この様式に記載された個人情報(佐賀空港内の土地使用許可等に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。)

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報(佐賀空港内の土地使用許可等に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。)

に

改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

様式振十一 叩中

この様式に記載された個人情報報は佐賀空港内の構内営業許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

ね

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報報は、佐賀空港内の構内営業許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

じ

改め、回覧中の裏面を次のように改めます。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(佐賀県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第十二条 佐賀県港湾管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二十号

この様式に記載された個人情報(港湾区域又は港湾隣接地域内の水域又は公共空地の占有許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません)。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、港湾区域又は港湾隣接地域内の水域又は公共空地の占有許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、同様式の欄目中「及び3」を「から7まで」に変更する。

様式第二十号

この様式に記載された個人情報(港湾区域又は港湾隣接地域内の水域又は公共空地の占有許可等の更新許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません)。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

に

この様式に記載された個人情報(港湾区域又は港湾隣接地域内の水域又は公共空地の占有許可等の更新許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります)。

改め、同様式の欄目中「及び3」を「から7まで」に変更する。

様式第八号その二中

この様式に記載された個人情報とは普通船舶等に対する港湾施設（岸壁等）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、普通船舶等に対する港湾施設（岸壁等）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、同様様の裏面中「及び3」を「から7まで」に改める。

様式第八号その三中

この様式に記載された個人情報は定期渡航船に対する港湾施設（岸壁等）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、定期船舶に対する港湾施設（岸壁等）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、同様様の裏面中「及び3」を「から7まで」に改める。

様式第八号その四中

この様式に記載された個人情報（浮棧橋）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報（浮棧橋）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、回覧中の欄目「及び3」を「から7まで」に改める。

様式第八号その五中

この様式に記載された個人情報（浮棧橋）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報（浮棧橋）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

改め、回覧中の欄目「及び3」を「から7まで」に改める。

様式第九号その一中

この様式に記載された個人情報（浮棧橋）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、港湾施設（上屋）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

12

2. 「回覧の範囲」及び3「ヤ」から7まで」の添付書類

様式第九号の二

この様式に記載された個人情報は港湾施設（上屋）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、港湾施設（上屋）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

10

2. 「回覧の範囲」及び3「ヤ」から7まで」の添付書類

様式第十号の一

この様式に記載された個人情報は港湾施設（野積場又は貯木場）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、港湾施設（野積場）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

11

第6条、回覧物の郵留中「及び3」を「から7まで」に変更。

様式第十号の三

この様式に記載された個人情報（野積場附属施設又は給電施設）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、野積場附属施設又は給電施設）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

第6条、回覧物の郵留中「及び3」を「から7まで」に変更。

様式第十号の三

この様式に記載された個人情報は野湾施設（野積場附属施設）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、野積場附属施設）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

に

第6条、回覧物の郵留中「及び3」を「から7まで」に変更。

様式第十号の三

この様式に記載された個人情報（給水施設）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

に

この様式に記載された個人情報は、港湾施設（給水施設）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

だぬ、回禁だの欄回中「及び3」を「から7まで」にだぬぬ。

禁だぬ禁十一川中

この様式に記載された個人情報は港湾施設（港湾施設用地）の使用許可又は当該許可の更新許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

に

この様式に記載された個人情報は、港湾施設（港湾施設用地）の使用許可又は当該許可の更新許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

だぬ、回禁だの欄回中「及び3」を「から7まで」にだぬぬ。

禁だぬ禁十一川中

この様式に記載された個人情報（荷役機械）の使用許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部入会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、港湾施設（荷役機械）の使用許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

」

改め、同様式の裏面中「及び3」を「から7まで」に改める。

様式第十八号中

この様式に記載された個人情報、港湾施設の使用又は占用等の権利譲渡等許可に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

を

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部入会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、港湾施設の使用又は占用等の権利譲渡等許可に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

」

改め、同様式の裏面中「及び3」を「から7まで」に改める。

（佐賀県公有財産規則の一部改正）

第十三条 佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第八号の裏面、様式第十一号の裏面及び様式第二十号の裏面中「及び3」を「から7まで」に改める。

（狩猟税証紙徴収規則の一部改正）

第十四条 狩猟税証紙徴収規則（昭和二十九年佐賀県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「及びロ」を「からへまで」に改める。
様式第七号の裏面中「及びロ」を「からへまで」に改める。

（佐賀県証紙条例施行規則の一部改正）

第十五条 佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号中「及びロ」を「からへまで」に改める。

様式第二号の裏面中「及びロ」を「からへまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。